

(仮訳)

## 日本とウクライナとの間の特別なグローバル・パートナーシップに関する 共同声明

岸田文雄日本国内閣総理大臣と、ヴォロディミル・ゼレンスキー・ウクライナ大統領は、ロシアによるウクライナに対するいわれのない、不当な侵略が続く中、2023年3月21日にキーウで首脳会談を行った。両首脳は、日本とウクライナの揺るぎない連帯を確認し、二国間関係を含む広範な問題について幅広い議論を行った。両首脳は、日本とウクライナの二国間協力の大きな可能性を認識し、二国間関係を「特別なグローバル・パートナーシップ」に格上げすることを決定し、以下の声明を発表する。

### ロシアによるウクライナ侵略への対抗における連帯

1. 両首脳は、ロシアによるウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略を可能な限り最も強い言葉で非難した。両首脳は、ロシアのウクライナに対する侵略が、法の支配に基づく国際秩序の根幹を損ない、国連憲章にうたう基本原則、特に主権及び領土一体性の原則に対する重大な違反であり、欧州・大西洋地域のみならずインド太平洋地域及びそれ以外の地域における安全、平和及び安定に対する直接的な脅威となっているとの認識を共有した。
2. 両首脳は、力による領土の取得や国際的に認められた国境を力又は威圧により変更しようとする一方的な試みは容認できず、正当化され得ないとの信念を共有した。
3. 両首脳は、ロシアによるウクライナ領土の違法な併合の試みに対する不承認の政策に引き続き完全にコミットしていることを強調した。ロシアは、直ちに敵対行為を停止し、ウクライナ全土から全ての軍及び装備を即時かつ無条件に撤退させなければならない。
4. 両首脳は、国際的に認められた国境内におけるウクライナの主権及び領土一体性を完全に回復することが、世界の平和、安定及び安全にとって不可欠であるとの見解で一致した。日本は、公正かつ永続的な平和の回復に向けたウクライナの努力を称賛し、ゼレンスキー大統領の平和フォーミュラの実施に向けた努力への支持を表明した。
5. 両首脳は、ロシアによるウクライナの民間人及び重要インフラ、特にエネルギー施設に対する無差別攻撃を最も強い言葉で非難した。
6. 両首脳は、ロシアの戦争遂行を抑制するためには、ロシアに対する制裁を維持・強化することが不可欠であるとの見解で一致し、第三国がこれらの措置を回避し、損なわないようにすることを期待した。

7. 両首脳は、戦争犯罪及びその他の残虐行為の不処罰はあってはならないことを強調した。両首脳は、国際法に従って、責任を有する全ての者の責任を追究することへのコミットメントを改めて強調した。
8. 両首脳は、ロシアの核兵器使用の威嚇が、国際社会の平和及び安全に対する深刻かつ容認できない脅威としてこれを非難し、ロシアが核兵器を使用すれば、明白な国際的非難及び断固とした対応を受けることを強調した。両首脳は、77年間に及ぶ核兵器の不使用の記録をロシアが破ることはあってはならないことを強調した。
9. 両首脳は、ロシアがザポリヅジャ原子力発電所を引き続き占拠し軍事化していることに対し、最も重大な懸念を表明した。この状況は、同原子力発電所の敷地からロシアの部隊及び装備を完全に撤退させることによるのみ解決することができる。日本は、国際原子力機関(IAEA)の専門家の継続的な駐在並びに原子力発電所及び周辺インフラ並びにその周辺における全ての戦闘行為の停止を含む、ウクライナにおける原子力安全及び核セキュリティ強化のためのIAEAの取組への支持を表明した。
10. 両首脳は、ゼレンスキー大統領の「ウクライナからの穀物イニシアティブ」の重要性また、国連及びトルコの仲介による「黒海穀物イニシアティブ」(BSGI)並びにEU・ウクライナの「連帯レーン」の更なる履行を強調した。
11. 両首脳は、他者に責任を転嫁しようとして世界的に展開されるロシアによる情報操作や偽情報キャンペーンの継続的な活用を非難した。

#### 日本のG7議長国下での協力

12. ゼレンスキー大統領は、ウクライナ政府のニーズに基づく、G7メンバーの財政・経済支援のコミットメントの390億米ドルへの増加を含め、G7議長国である日本によって示された積極的なリーダーシップに深い謝意を表明した。両首脳は、日本のイニシアティブの下で、2月24日のG7首脳テレビ会議が開催されたことを前向きに評価し、2023年5月19日から21日までのG7広島サミットの準備の文脈で、それぞれの取組を調整する用意があることを確認した。
13. 岸田総理は、G7議長国として、日本は、ウクライナのエネルギー分野への支援に関するG7+外相会合やウクライナ復興ドナー調整プラットフォームなどの国際的な枠組みを活用し、ロシアに対する厳しい制裁及びウクライナへの支援におけるG7の結束を維持していくと述べた。

#### 二国間協力の拡大

14. 両首脳は、日本とウクライナが協力、友好、相互連帯における豊かな歴史を有していることを確認した。両首脳は、日本とウクライナが、自由、民主主義

- 義、法の支配、国際法及び人権の尊重といった同様の基本的価値を共有していることを強調した。この観点から、両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の推進に向けたコミットメントを強化することを確認した。
15. 日本とウクライナが外交関係樹立 30 周年を昨年迎えたことを受けて、両首脳は、貿易・経済関係、インフラ開発、グリーンな移行、科学及び文化や人的交流などの幅広い分野に向けて、両国が二国間のパートナーシップを更に拡大する大きな可能性を有していることを認識した。
  16. ゼレンスキー大統領は、ウクライナへの継続的な支援に対する日本及び日本国民への感謝の意を表明した。日本が既に発表した総額 71 億米ドルの財政、人道、その他の支援は、ウクライナの多くの人々の命を救い、侵略から国を守り、ウクライナの公正かつ持続的な平和の回復のために戦う人々を励ましている。岸田総理は、日本のウクライナに対する継続的な支援を表明し、日本がウクライナ及びウクライナの人々と共にあることを改めて確認した。
  17. 日本は、ウクライナの戦後の復旧・復興に向けたコミットメントを再確認した。両首脳は、復旧・復興プロセスにおいて民間セクターが重要な役割を果たすべきであるという認識を共有した。両首脳はまた、このプロセスが二国間の協力を一層拡大する機会となるべきことを強調した。さらに、両首脳は、ウクライナにおける司法改革、法執行、汚職との闘いなど、ウクライナの強固で安定した戦後復興の基盤となるべき分野での連携を促進する上で、大使グループを含む G7 が果たす役割を強調した。
  18. ウクライナは、戦争によって損傷を受けたウクライナの文化遺産の保護及び保全のために日本が支援を提供する用意があることを歓迎した。
  19. 両首脳は、原子力安全や医療・文化機関への支援を含むウクライナの社会経済発展への効果的な支援のための、政府開発援助（ODA）のメカニズムを活用した二国間協力の重要性を強調した。

#### *地域及び国際場裏における協力*

20. 両首脳は、特に、日本が 2023 年の G7 議長国及び 2023 年から 2024 年にかけての国連安保理非常任理事国であることの文脈において、国際場裏での協力を深めていく意図を表明した。
21. 両首脳は、国連安保理をより代表性、正統性、実効性が高く、21 世紀の国際社会の現実に一層即したものにするために、緊密に協力する用意があることを表明した。
22. 両首脳は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障の不可分性を認識し、自由、民主主義、法の支配といった基本的な価値や原則を共有する重要なパートナーとして、国連憲章にうたう目的及び原則に従い、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すべく共に協力する意図を再確認した。

その目的に向けて、ゼレンスキー大統領は、防衛力の抜本的強化や外交活動の強化などを含む日本の国家安全保障戦略の策定を称賛した。

23. 両首脳は、包摂的で法の支配に基づく、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の実現に向けて協力することで一致した。
24. 両首脳は、国際法、特に、平和的手段によって紛争を解決する義務に係る規定のある国連海洋法条約 (UNCLOS) を尊重すること、並びに航行及び上空飛行の自由を維持することの決定的な重要性を再確認した。
25. 両首脳は、東シナ海及び南シナ海情勢への深刻な懸念を表明し、力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対した。また、両首脳は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促した。
26. 両首脳は、核兵器不拡散条約 (NPT) 体制を維持・強化し、核軍縮・不拡散及び軍備管理を推進するために共に取り組むことにコミットした。
27. 両首脳は、関連する国連安保理決議に違反した、大陸間弾道ミサイル (ICBM) 発射を含む北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイルの開発を強く非難した。両首脳は、関連する国連安保理決議の完全な履行へのコミットメントを確認した。また、両首脳は、関連する国連安保理決議に従い、北朝鮮の全ての大量破壊兵器 (WMD) 及び全ての弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現することに引き続きコミットしている。両首脳は、拉致問題の即時解決の重要性を強調した。

キーウ、2023年3月21日

岸田文雄  
日本国内閣総理大臣

ヴォロディミル・ゼレンスキー  
ウクライナ大統領